

# 經濟論叢

第135卷 第3号

前川嘉一教授記念號

---

献 辞	山 田 浩 之	
日本型福祉社会論における自助と福祉	松 井 栄 一	1
アメリカ労働組合運動と禁酒法	小 林 英 夫	20
友愛協会近代化の内包した矛盾	中 野 保 男	42
賃金水準の社会的統一化政策	大 谷 強	70
タイ労使関係の近代化	ダララット・アナンタナスウォン	92
情報化とソフト労働化における労働の構造	板 東 慧	113
ノルウェー産業民主化プロジェクトと 社会技術システム論	赤 岡 功	135
イギリス鉄鋼業における労務政策の展開	菊 池 光 造	154

前川嘉一 教授 略歴・著作目録

---

昭和60年3月

京 都 大 学 經 濟 學 會

# 友愛協会近代化の内包した矛盾

——19世紀中葉イギリス労働者の自助組織——

中 野 保 男

## I 19世紀初期の友愛協会の実勢

「1815年には事実上全ての友愛協会の組織は地方的 (local) であり、大協会や州協会 (large and county societies) は全く存在せず、合同協会 (affiliated orders) は生存のために苦難の多い努力を、ちょうどはじめたところであった」<sup>1)</sup>。

このゴスデンの指摘のように、当時の全ての友愛協会の組織は地方的であった。その唯一の例外は合同協会の最初のものとして、マンチェスター・ユニティ (Manchester Unity of Oddfellows)<sup>2)</sup>が、1814年に設立されていたことである。

1) P. H. J. H. Gosden, *The Friendly Societies in England, 1815-1875*, Manchester, 1961, p. 17.

2) この協会の正式の名称は the Manchester Unity of the Independent Order of Oddfellows Friendly Society である。その設立の年を1814年としたのは、ゴスデンが採用している設立年である。

この協会が出版した「100年史」によると、オッドフェロウズの会員はすでに18世紀にはイギリス各地にいたが、1810年にマンチェスターのソルフォード (Salford) 地区で開設されたアバクロムビ支部 (the Abercrombie Lodge) が、新しくつくられた組織マンチェスター・ユニティの第1支部のタイトル (the title of No. 1 of the new organisation) を自分につけたので、「その時がマンチェスター・ユニティの出発の時として都合がよい、とされたのである」(R. W. Moffrey, *A Century of Oddfellowship*, Manchester, 1910, p. 11.)

また「不幸にも、1810年と大委員会 (the Grand Committee) の議事録がはじめて印刷された1814年との間にはギャップがある。おどろくにはあたらないが、各支部は議事録をとるために書記とともに2人の前役員あるいは現役員 (two past or present officers with a secretary) を派遣するのが常であった。しかしアバクロムビ支部が開設された1810年と1814年1月14日との間の3年と1/4年間に、各代表たちが大委員会から自分たちの支部にも帰ったさまざまな手書き報告から、何らかの情報を手にいれうる望みは、今ではほとんどない。」(Moffrey, *ibid.*, p. 18.)

19世紀初期の友愛協会の実勢を示す数字には、もっとも古いものとして F. M. イーデンの推計した数字がある。それによると1800年には協会数7,200、会員数648,000人であったが、この数字は全て彼が貧民監督官 (overseer of the poors) からえた数字に、登録していなかった協会数を推定して加えたものである<sup>3)</sup>。この会員数のぼう大さについて彼は、「もし会員の家族の平均を4人とすれば2,592,000人、すなわちイングランドとウェールズの人口の $\frac{1}{3}$ が、これらの有益な組織から時々援助を受けていると考えられる」<sup>4)</sup>という。また彼はこれらの友愛協会が会員から集める金の合計額は年間50万ポンド以上であると計算した。この金額は、1803年の貧民救済のための国の支出408万ポンド<sup>5)</sup>の $\frac{1}{8}$ に相当する大きな金額であった。

その後1803年に貧民監督官について救貧法調査が行なわれ、友愛協会数9,672、その会員数704,350人<sup>6)</sup>と合計された。

この記述からわかるように、ゴズデンはこの大委員会の印刷された最初の議事録が残っている1814年をその設立の時としたのである。

しかしこの協会自身は、「協会は西暦98年にローマ軍がブリテン島に入ってくるよりもずっと昔に存在したにちがいない。……不運にも歴史的確証はないが、バビロンにおけるイスラエル人虜囚の中にあった秘密協会 (a secret society) からたどりうる。」(Moffrey, *ibid.*, p. 11.) しかしオッドフェロウズの組織の連続性をしめす歴史的証拠がないので、「マンチェスター・ユニティ」発足の公認のランドマーク (the officially recognised landmark) (Moffrey, *ibid.*, p. 18.) として1810年を便宜的にとるのである、という。

1905年の友愛協会登録長官の議会への報告書は、35の異なるオッドフェロウズの合同協会 (different Orders of Oddfellows) の名前をあげたが、「そのほとんどはその起源を、名前があがっている古い合同協会 (the older Order) のあれやこれやから、たやすく脱退できた時代の脱退にまでたどってゆける」(Moffrey, *ibid.*, p. 19.) という。したがってマンチェスター・ユニティは、35もあったオッドフェロウズの合同協会の1つであったが、19世紀および20世紀の前半を通じて、友愛協会の中で最大の組織であると同時に、19世紀中期からの友愛協会近代化の展開を先導する役割をになった重要な組織である。この協会については、別に1つの論文で扱わねばならないだろう。

- 3) F. M. Eden, *Observations on Friendly Societies for the Maintenance, Infirmary, Old Age and Other Exigencies*, London, 1801, pp. 7, 8.

イーデンによればこの数字は、主として1795年と1796年に行なった調査と、その後集めた情報をもとにしているというので、私が便宜的にそれを1800年のものとしたのである。彼がどのようにその数字を推計したかは、次の論文にくわしい。(拙稿、初期のイギリス友愛協会、京大人文科学研「人文学報」第50号、昭和56年3月、119-120ページ。)

- 4) Eden, *loc. cit.*, p. 8.  
 5) George Nicholls, *A History of the English Poor Law*, London, 1854, vol. II, p. 438.  
 6) *Returns relative to the expense and maintenance of the Poor 1803-4.*

貧民監督官を通じて明らかにされた友愛協会員の数は、1813年には821,319人、1814年には838,728人、<sup>8)</sup> 1815年には925,429人となり、「友愛協会に加入している人びとの数は、この3年について見れば、居住人口100人あたりほぼ8人」<sup>9)</sup>といっている。

友愛協会の実勢について次にわれわれが知ることができるのは1872年で、この年に友愛協会登録所に登録<sup>9)</sup>していた友愛協会の会員数は1,857,896人であった。その頃の労働組合員数は217,128人、協同組合員数は301,157人であった<sup>9)</sup>。なおこの時点で、王立友愛協会調査委員会は実際の友愛協会員数を400万人をこすと推定した<sup>10)</sup>。このような友愛協会の、他の労働者組織に比べての圧倒的な大きさを見れば、友愛協会の問題は19世紀の労働問題の中で、とびぬけて重要な政治的、経済的、社会的問題であったといっても、決していすぎではないだろう。

7) *Report of the Select Committee on the Poor Laws*, 1818, Appendix II, (Gosden, *loc. cit.*, p. 16から引用)

8) 友愛協会登録所 (the office of the Registrar of Friendly Societies)

友愛協会法は治安判事の許に登録した友愛協会を、その法律でいう友愛協会とし、若干の特典を与え、友愛協会の設立と登録を奨励した。1846年の友愛協会法は、登録を申請する友愛協会の規約と拠出金及び給付金表を確認 (certify) する弁護士に登録官の職名 (the title of the Registrar of Friendly Societies) を与え、年1,000ポンドを俸給として支給し、中央政府に直属する官吏とした。

また1855年の友愛協会法は登録官に年次報告書を議会に提出することを義務づけたから、1856年の第1回報告書以来、毎年報告書が提出されている。第1回のもを除けば、付録部分を含めて200頁前後からそれ以上のものが多く、しかも2つ折版であるから、うんざりするほどの大きさと厚さのものである。このように分厚い報告書は議会で歓迎されなかったらしいが、たぶん初代の登録官 Tidd Pratt (1797. 12. 13-1870. 1. 9) の性向によるところが大きいと思われる報告書の分厚さはその後もあまり変わらず、とくに1908年から1913年のものは頁数を倍増している。大戦勃発とともに頁数は急減し、50頁前後になるが、1920年から第2次大戦終結までのものは、私は見ていない。

9) *The Royal Commission appointed to inquire into Friendly and Benefit Building Societies*, 4th Report, 1874, Appendix 1.

10) *ibid.*

なおこの王立委員会は1870年10月29日付の国王の命令で設置された。委員長は Stafford Northcote, その他の委員は Hicks-Beach, Bonham-Carter などを含む7人、書記は J. M. Luddlow であった。

## II 近代化の方向と展開

[1] F. M. イーデン (Frederick Morton Eden, 1766-1809) の友愛協会論

彼によれば、「政治的な制度の価値が、遠く過去にさかのぼる長い実践から評価されなければならないとすれば、友愛協会よりもさらに多くの賛成と支持を要求できるものはほとんどない。」<sup>11)</sup>その理由は、友愛協会が「勤労諸階級 (the industrious classes) の間に通常見られるより、より高い独立心、勤勉、ならびに儉約心をはげまし、推進しているから」<sup>12)</sup>であり、また農業貧民の間で、家・畑・菜園などの獲得が促している「積極的精神のエネルギーを、同じように友愛協会が、都市勤労者に対して供給できるだろう」<sup>13)</sup>と期待したからであった。

また「このような協会は、あらゆる劣悪な生活条件の中にある人びとから構成されているが、彼らは自分たちのクラブに拠出 (contribute) するという美徳をのぞけば、知慧がまさっているとか、すぐれた道徳の実践者であるとかの理由で、その隣人よりすぐれているのではない。しかし私は教区が友愛協会員の生活を維持する重荷を負ったり、またたくさんの方の家族を救済の対象にした実例を知らない。それ故法律によって、貧民に生活資料を給与する義務を負う国は、このような自発的組織によって、かなりの金額、おそらく数 100 万ポンドを節約したにちがいないことは明らかである。」<sup>14)</sup>

このように彼は、友愛協会は勤労者たちのより高い独立心、勤勉、儉約心をはげまし、彼らの精神と生活および日常習慣を向上させ、その結果、国の貧民救済費の節減という効果を生んできたという。いうまでもなく当時のイギリス支配階級にとってもっとも重大な関心事は、革命勢力の支配するフランスに対

11) Eden, *Observations, op. cit.*, p. 1.

12) Eden, *ibid.*, p. 10.

13) Eden, *ibid.*, p. 11.

14) Eden, *op. cit.*, p. 10.

する勝利と、急増する貧民救済費の負担を軽減しつつ国内治安の平穩を維持することであった。イーデンのねらいが友愛協会を、このような政治の要請にこたえる施設として推奨し、いっそうよくその要請に合致するように改善を加えることにあったのは、いうまでもない。

次にイーデンは改善がのぞましいとして、6つの欠点を指摘する。

- (1) 新入会員は入会後しばらくの間(ふつう2年か3年)給付を受ける資格がなかったこと<sup>15)</sup>。
- (2) 会員の年齢、結婚の有無、支払能力などについての会員間の差異、また同一人でも時の経過によって年齢、家族状況、雇用状況による支払能力のちがいが生じる。このような会員側の多様な事情に、友愛協会の拠出金(subscriptions)は対応していない<sup>16)</sup>。友愛協会の拠出金は全ての会員について同一であり、協会の月例集会(ふつう月に1度、きめられた曜日の夜)に出席して支払う慣例であったことに対する批判。
- (3) 疾病・埋葬などさまざまな給付目的が一つの基金に一本化され、また埋葬給付は会員の妻の埋葬のためにも支給されたから、既婚者と独身者の間に不公平があり、給付目的ごとに、また必要とする給付額ごとに、会員が選択できるようになっていないこと<sup>17)</sup>。

この批判は前の批判に対応するもので、多種類の給付がただ1つの基金から出されること、すなわち本人の疾病、虚弱、死亡、老齢、妻の死亡、未亡人手

15) Eden, *ibid.*, pp. 12, 13.

16) Eden, *ibid.*, pp. 15, 17, 19.

17) Eden, *ibid.*, pp. 16, 17. イーデンは次のようにいう。

「多くのクラブでは、独身者は既婚会員の未亡人のために備える基金に、同時に拠出することなしには、病氣期間中の援助をうけるために拠出することができない。また既婚者は独身者以上に拠出することはないが、自分ばかりでなく妻のためにも、かなりの葬式(a decent funeral)を確保する。いいかえると、自分の生活のために十分な稼得をもつ既婚者は、おそらく彼がまったく望んでいない病氣の時の援助をうけるために拠出しなければ、未亡人となった妻のための備えに拠出することはできない。労働者(the labourers)が、疾病会員への給付が十分でないと思っても、そのためにクラブから追い出されることはほとんどないが、彼が自分のばあいの不十分さを正すためには、他のクラブに拠出しなければならない」

当、遺児手当など多種類の給付のための基金が、給付の種類のを完全に無視して、ただ1つの共通の基金に蓄積されたことへの批判。

(4) 会員が友愛協会事務所から一定距離内に住むことを義務づけ、その地域外に移住する会員は給付をうける権利を失うのがふつうであったが、これは新しくてきびしい定住法 (a new and severe law of settlement) であり、個人の自由の制限である<sup>18)</sup>。

(5) 「数学的計算に練達した人びとによって作られていない (not being formed by persons, skilled in mathematical calculation) か、会員の生存率あるいは死亡率 (the vitality or mortality) について十分なデータをもたない協会は、一般に堅固さに欠ける」<sup>19)</sup>。

(6) 「時間と金の浪費は一般に、会員から要求される協会の義務の一部である。そのわけは拠出金はふつう居酒屋でうけとられ、全ての業務がそこで行なわれるからである。月例集会和年次会食 (monthly meetings and annual feasts) でつかわれる金額は、多くの協会では拠出額の $\frac{1}{3}$ にあたる」<sup>20)</sup>。

「多くの人が一諸に集まることで人間が改善されるかどうかは疑わしい。肉体的にも精神的にも、接触伝染は多人数が一諸に集まる結果であることが多い。こう考えると、友愛協会に全く異議がないわけではない。友愛協会が首都でも産業地方でも、道をふみ外して、社会秩序にもっとも有害な行動を目的とするようになっていること、すなわち疾病会員の援助のための互助クラブの仮装の下に (under the disguise of Benefit Clubs)、危険な会合を行なっていることが、最高の当局者 (the highest authority) によって確認されている。協同 (association) は現今の支配的な悪弊である。……友愛協会のあらゆる事例について、真の目的を確認し、その前進を油断なく見守らなければならない」<sup>21)</sup>。

その他にも彼は、「出産月の間 (during the lying-in month) それなりの

18) Eden, *ibid.*, p. 19-21.

19) Eden, *ibid.*, pp. 22, 23.

20) Eden, *ibid.*, p. 23.

21) Eden, *ibid.*, pp. 23, 24.

生活を保障する女子友愛協会 (female Benefit Clubs) の賞讃すべき目的<sup>22)</sup>にもかかわらず運営が困難である事情を指摘し、改善策が検討される必要があるという。

イーデンの提言の特徴は、友愛協会が勤労諸階級の親睦 (convivialities) と相互援助 (mutual relief) を目的として、彼らの中で17世紀後半に自然発生的に生まれ、1世紀以上にわたって育ててきた習慣と伝統を、まったく無視して親睦を切り捨てたところにあった。提言のねらいは、友愛協会を保険の組織とすることでその財政を健全化し、それによって国の貧民救済費を低減できるとの期待にあったことは明らかである。

友愛協会を保険組織に育ててゆこうとする彼の提言は、のちに1819年友愛協会法<sup>23)</sup>の指ししめす方向となった。

## 〔2〕 1819年友愛協会法

友愛協会が公認された1793年<sup>24)</sup>以来、その間1799年、1800年の団結禁止法による団結の禁止にもかかわらず、友愛協会をその法律の禁止の対象から除いたことは、友愛協会の健全な発展が救貧税負担の増大を防ぐ上で効果があるものと、支配階級が友愛協会に期待をもったからであることに、疑問の余地はない。

しかし、彼らの期待にもかかわらず、貧民救済のための公的支出は増大を続け、1816年以降数年は地方税の8割以上<sup>25)</sup>を食いつぶすに至っている。友愛協

22) Eden, *ibid.*, p. p. 21, 22.

参考 拙稿, F. M. イーデンの友愛協会論批判 (上), 大阪女子大学「社会福祉評論」第46号, 昭和54年3月, 17, 18ページ。前掲拙稿, 初期のイギリス友愛協会, 129, 130ページ。

23) 59 Geo. 3, C. 128 (12 Jul. 1819 成立). An Act for the further Protection and Encouragement of Friendly Societies and for preventing Frauds and Abuses therein.

24) 33 Geo. 3, c. 54 (21 Jun. 1793 成立). An Act for the Encouragement and Relief of Friendly Societies. 通称 ローズ法 (Rose's Act).

法律の前文は次のようにいう。「会員の自発的拠出 (voluntary Subscription) によって、会員が病気, 老齢および虚弱 (in Sickness, Old Age, and Infirmary) の時に、相互援助と生活維持 (the mutual Relief and Maintenance) のための友愛協会は個人の幸福を促進し、また同時に公的負担を減少する (diminishing the public Burthens) 非常に有益な効果を、たぶんもたらすものである」。

25) 大前朗郎「英国労働政策史序説」有斐閣, 昭和36年10月, 61ページの統計表。



会の保護奨励による救貧税減少の効果が期待したほどでないことがわかってきた段階で、1817年に貯蓄銀行法<sup>26)</sup> (Savings Bank Act) が成立するが、これは当初からそれほど多数の職人・労働者を引きつけるものとは考えられなかった。職人・労働者を少しでも多く儉約と貯蓄に向かわせたいとの支配階級の願いからであった。したがって職人・労働者に勤労・節約・自立の習慣をつけさせる政策の本命はやはり友愛協会の保護・奨励であったから、ふたたび友愛協会法が「いっそうの保護と奨励のために」1819年に制定された。その前文はいう。「貧困者は自己の勤勉よりもむしろ教区の救済に頼っているために、そのことが人びとの道徳的墮落と教区にとって重い負担の累積となっている。人びとの習慣の改善と同時に救貧税の減少が生じるように、自分あるいは家族のために自己の勤勉の果実から準備しようとする人びとに対して、友愛協会の保護と奨励を与えることが望まれる……」<sup>26)</sup>。

その目的のために、「相互援助のため」(for the mutual Relief) の組織という点は変わらなかったが、「相互保険の原則の上に」(on the Principle of mutual Insurance) 結成されると規定され、友愛協会を治安判事のいっそう密接な監督下におくことになった。登録を申請する友愛協会は規約だけでなく拠出・給付表 (the Tables of Payments and Allowances) にも、一般四季法廷 (the General Quarter Sessions of the Peace) で少なくとも3人<sup>27)</sup>の治安判事の一致した承認 (a Confirmation and Approval) をえなければならないことになった。さらに治安判事書記に提出する前に、上記の表と規約 (the said Tables and Rules) は「専門的アクチュアリーあるいは周知の計算に練達した少なくとも2人の人によって保証されている」(have been approved by Two Persons at the least, known to be professional Acturaries or Persons skilled in Calculation) ことが、必要とされた<sup>28)</sup>。

非常に興味深いことであるが、この1819年友愛協会法にはイーデンの友愛協

26) 59 Geo. 3, c. 128, *op. cit.*

27) 1793年の友愛協会法には、治安判事の数についての言及はなかった。

28) 1819年友愛協会法第2条。

会への提言の第5項目にあげた言葉使い「数学的計算に練達した…」(skilled in mathematical calculation)がそのまま用いられている。イーデンの友愛協会についての提言はこの法律に影響を与えたが、イーデンが見過した点については、この法律も同じく見過した。

財政的に安定した友愛協会にいつそう多くの職人・労働者を引きつけることで、貧民救済に頼る人びとを減らそうとする支配階級の熱望した目的を、この法律は達成することができなかったから、1825年に下院特別委員会による友愛協会一般についての調査<sup>29)</sup>が行なわれ、1827年にはまた別の下院特別委員会が友愛協会に利用できる生命表と死亡表の検討(the consideration of life and mortality tables)<sup>30)</sup>を行った。

### III 友愛協会に保険の方法を用いる矛盾

イーデンは貧民についての古典的研究とされる「貧民の状態」<sup>31)</sup>の著者であり、またきわめて辛らつであったマルクスも彼を評して、「アダム・スミスの弟子のうちで、18世紀に何らかの言うに足る仕事をした唯一の人」<sup>31)</sup>と評価している。しかし彼の友愛協会論は友愛協会の機能を見て、それを政治の要請に沿うものにするのみをねらった、きわめて強引な短絡的思考の提言であった。彼は保険が生活にゆとりのある階層の人びとに次第にひろがっていた当時の情勢から、友愛協会に保険の方法を用いることは簡単であると考えたようであるが、実情はそれほど簡単ではなかった。

#### (1) 個人主義が社会下層をとらえるまでには時間がかかる

29) *Report from the Select Committee of the House of Commons on the Laws respecting Friendly Societies*, 1825.

30) *Report from the Select Committee of the House of Commons on the Laws respecting Friendly Societies*, 1827.

31) F. M. Eden, *The State of the Poor*, 3 vols. 1797.

マルクス、「資本論」向坂遊郎訳(全4分冊)、岩波書店、昭和42年10月、第1巻、773ページ。

産業資本主義の展開は、はじまってまだそれほど年月がたっていなかったから、社会およびそれを構成する人びとの意識、生活態度、人間関係などは、産業資本主義以前の状態から、あまり大きく変化をとげていなかった。友愛協会が保険の方法を用いること、すなわち保険の大衆化は近代的な保険の展開ということである。その前提となるものは、社会の多数を占める社会下層の人びとが、生活のし方においてもまた意識においても、個人として考え、個人として生活することを自覚することである。すなわち彼らが個人的自由を自己の生き方とし、また信条として生きねばならぬこと、いやおうなしにそう生きねばならぬように、社会が変化することが前提条件となる。

このような生き方はすでに16世紀に生まれ、またアダム・スミスの経済学が経済活動における個人的自由＝個人の営利追及の自由が社会全体の福利につながると主張したのは1776年であった。しかし議会在個人的自由の正当性を宣言したのは1806年<sup>32)</sup>であり、エリザベス法の徒弟制度の条項が廃止されたのが1814年であったことは、個人的自由の追及を善とする生き方が社会に出現してから、それが社会の下層の職人、労働者に及ぶまでに長い年月が必要であったことを示している<sup>33)</sup>。友愛協会の歴史を見れば、それには少なくとも19世紀後半までかかったといつてよかろう。

またそのような生き方は、経済的に豊かで教養をもつ恵まれた階級の出身者がまず身につけ、それが次第に社会の下層の人びとに影響し、また同一階層内では若い人びとから年齢の高い人びとに及んでゆく形で、社会全体にひろまってゆく。

イーデンをはじめ友愛協会に保険を提言した識者の誤りは、職人・労働者も

32) Sidney and Beatrice Webb, *The History of Trade Unionism*, 1894; 5th New Impression, 1950, pp. 62, 63. 飯田鼎, 高橋洸 (共訳)「労働運動の歴史」上巻, 昭和48年3月, 日本労働協会, 70ページ。

33) 個人的自由の生き方が社会の下層に及ぶまでに長い年月が必要であったことについては、拙稿、イギリス初期友愛協会の特徴と相互扶助の原則, 大前朔郎編著「労働史研究」啓文社, 1983年11月, 145ページ以降, 特に(註)を参考。

かれらの考えるように考えるのを当然とし、職人・労働者の間に存在する困難、すなわち経済的にゆとりがなければ個人的自由を追求する生き方ができないことに、まったく思い及ばなかったところにある。またかれらは個人的自由の生き方の社会下層への滲透には、まだかなりの年月が必要であることにも、気付いていなかった。

私はかつて初期友愛協会の特徴を次の4点にまとめたことがある。それは(1)集会への全員参加、(2)会員の居住場所の制限、(3)親睦、(4)相互援助の原則<sup>34)</sup>、であった。

これらの特徴は全て初期友愛協会成立の時代の歴史的な制約から来るものであった。また上記の特徴のすべては、100人前後がふつうという規模の小ささと必然的に結びついている。友愛協会は「拡大された家族」<sup>35)</sup>として意識され、「あなたが私にすることを、私も同じようにあなたにしようという原則」が、「合理的に考量されたものではなく、感情的に同感されている原則」<sup>36)</sup>となつて、困難におちいつている同胞の援助に向けられた。マックス・ヴェーバーが適確にまとめた共同体の対内道徳の原則が、円滑に作用できるような組織であった。

これほど少人数の会員が、少なくとも月に1度は会合し、一諸に飲み談笑する機会をもったのであるから、そのことが、まさかの生活の困難時にたがいに助けあう、「拡大された家族」の同胞であるという親密感を共に感じあい、連帯の意識をさらに育て強めるために、大いに効果をもったのは明らかである。月例集会の時間の1部を親睦のためにつかうのは、むしろきわめて重要であった。このことはイーデン等の保険提言者には全く理解されなかった。

また役員の業務は一般的に無給で、その業務は労働時間が終わってから行なわれたから、会員の居住場所の制限も、労働者の移住の比較的になかった当時

34) 前掲拙稿、イギリス初期友愛協会の特徴と相互扶助の原則、を参考にされたい。

35) Cornelius Walford, *Guilds*, London, 1888, p. 25.

36) マックス・ヴェーバー、大塚久雄・生松敬三(共訳)、「宗教社会学論選」みすず書房、1972年10月、110ページ。

としては、やむをえないというよりむしろ当り前であった。しかし産業革命が進行するにつれて社会は大きく変化しはじめ、変化の速度は加速され、移住は頻繁になる。

会員間の親密感・連帯感の上になりたつ上記諸特徴をもつ友愛協会は、組織原理において、近代資本主義社会の中で生まれ育つ組織と比べるなら、ほとんど正反対ともいふべき組織であった。近代資本主義社会にそぐわない組織である友愛協会は、近代資本主義以前の共同体の組織原理に立っていたといふべきで、このような組織に近代資本主義のいわば申し子ともいふべき「保険の方法」を採用させることが、その組織の存立の基本原則を大きく変更することなしに可能であるのかどうか<sup>37)</sup>、19世紀初期の保険の提言者たちは考えもしなかった。もちろん彼らは彼らの時代の状況の中で考えたのであり、それが近代資本主義の十分な展開に先立つこと半世紀の昔であったことを考慮に入れなければならないとしても……。

## (2) 保険の方法を友愛協会に用いるばあいの技術上の困難

保険の方法を友愛協会に用いてゆくばあいに存在する技術上の困難について、イーデンは全く考えていない。この困難は二つにわけて見る必要がある。

### その1) 信頼できる生命表・疾病表がなかった<sup>38)</sup>

19世紀初期に利用できた生存および疾病についての確率表は、1789年に当時

37) 次の引用文は私の疑問を支持すると思われる見解の1つであり、イーデンらの保険による友愛協会の改革が、きわめて長い年月を必要とする困難な改革であったことを示すものである。

「19世紀初期の友愛協会の保険数理的原則に立つ (based upon actuarial principles) 堅実な協会への変化は徐々に行なわれたにすぎず、この変化の過程は、これら全ての友愛協会については現在でもまだ完了せず、しかも必要とされた経験は高価だった。」

(J. M. Baernreither, *English Associations of Workingmen*, London, 1889; Republished, Detroit, 1966, p. 229.)

38) (1845年以前では) 「……保険数理の権威者の計算であっても危険な間違いはさけられなかった。権威者によって推せんされ、また正しいと考えられていた疾病および死亡率表を用いた数千の友愛協会に短命な消滅がもたらされていた。」(James Spry, *The History of the Odd Fellowship: It's Origin, Tradition, and Objects*, London, 1867, pp. 65, 82.)

の著名な数学者であったドクター・プライス (Richard Price, 1723-'91)<sup>39)</sup>がマセール (Francis Maserès, 1731-1824) の個人年金法案 (individual life annuities) のために計算したものであった。プライスは18世紀末のイギリスでもっとも著名な数学者であったから、19世紀初期には信頼できるものとして使用された。プライス表の使用の経験を通じて、その正確さに対する信頼は低下し、1825年の友愛協会特別委員会ではそれに対する疑問の声があがるが、数学者としてのプライスの盛名のために、それを否定するところまではいっていない。

1824年にはハイランド協会疾病率表 (the Highland Societies' Tables) が発表された。これはハイランド地方所在の友愛協会の経験から作成されたが、その他の地方との間にかなりの違いがあるものと考えられており、また計算の基礎となった友愛協会の数も少数であった。

続いて1835年にアンセル (Charles Ansell) のアンセル表 (The Ansell's Tables) が発表された<sup>40)</sup>。これははじめてイングランドの友愛協会の1823-'27年の経験をもとにして計算された疾病率表であったが、その基礎とされた友愛協会数は十分な数ではないと考えられた。

その10年後の1845年ネイソン表 (The Neison's Tables) が公表された<sup>41)</sup>。この表の基礎になったデータには次の歴史的経過があった。1827年の下院の友愛協会法調査特別委員会<sup>42)</sup>は、信頼できる正確な疾病および死亡の確率表のな

39) プライスに数学者であると同時に急進主義的立場からの政治問題の執筆者であり、非国教徒牧師で、フランス革命の支持者としても有名。1789年11月4日、彼は「祖国愛について」と題する講演を行なったが、これに対する批判としてパーク (Edmund Burke, 1729-'97) が「フランス革命の考察」(1790)を書いた。またマルサス「人口論」には、プライスに対する批判がある。

数学者としてのプライスには、今世紀になると次のような批判がある。

「プライスは不運な尊敬を残した。彼の意見は当時の人びとに大いに重んじられたが、今では彼は、その誤りによってのみ記憶されている。」(M. C. Buer; *Health, Wealth, and Population in the Early Days in the Industrial Revolution*, London, 1926, p. 14).

40) C. Ansell, *A Treatise on Friendly Societies in which the Doctrine of Interest of Money and the Doctrine of Probability are practically applied*, London, 1835.

41) F. G. P. Neison, *Contributions to Vital Statistics being a Development of the Rate of Mortality and the Laws of Sickness*, London, 1845.

42) *Report from the Select Committee of the House of Commons on the Laws respecting*

いことが、1819年友愛協会法が期待された効果をあげない大きな理由であると指摘した。それをうけた1829年友愛協会法は、「病気の継続期間と生命の確率 (the duration of sickness and the probabilities of human life) に依存する拠出と給付の表 (tables of payment and allowances) の正しい計算は友愛協会を助ける……。現在あるデータは不完全で効果がないことがわかっているから、この法律の権威の下で設立された協会は、1835年12月末日から3カ月以内に、同じ様に5年の期間満了後3カ月以内に (すなわち5年に1度)、その協会が経験した病気と死亡の率についての回答を、州治安判事の事務官に送ることを、法によって」<sup>43)</sup>命じた。この法律によって集められた1836-'40年のデータからネイソンが確率計算を行ない、その確率表は1845年に発表された。それによるとネイソン表の疾病率はハイランド協会表の数字より36%高く、アンセル表の数字よりも19%高いものとなった<sup>44)</sup>。

続いて1850年にマンチェスター・ユニティの通信書記 (a corresponding secretary)<sup>45)</sup>ラトクリフ (Henry Ratcliffe) が、その協会の疾病と死亡についての経験 (1846-'48年) を基礎にした確率表を発表した。

ネイソン表とラトクリフ表によって、疾病と死亡について信頼できる確率表を作る問題は保険数理的には解決されたと考えられたから、あとには「友愛協会にこれらの表を採用させることが残っているだけだと思われた」<sup>46)</sup>。

保険会社のやり方は確率的方法の基礎的なもので、経験からえられた元にな

↘ *Friendly Societies, 1826-7.*

この特別委員会は1826年の特別委員会の報告をうけて、主たる関心を「生命および死亡率表」(life and mortality tables) の考察に集中した。

43) Geo. 4, c. 56 (29 May 1829 成立), section 34. An Act to consolidate and amend the Laws relating to Friendly Societies.

44) Gosden, *op. cit.*, p. 103.

45) マンチェスター・ユニティの最初の通信書記 (事務長にあたる) の任命は1816年。その時の給料はわからない。1829年に就任した Thomas Armit は年俸40ポンドであったが、1830年に仕事量の増加によって年俸60ポンドになった。H. ラトクリフは1848年に就任したが、年俸はわからない。

(Moffrey, *op. cit.*, pp. 38, 41, 61.)

46) Gosden, *op. cit.*, p. 103.

るデータに数学的推論を応用する方法をとる。「確率をえるための元になるこの経験の段階は、数学の領域外のことである。確率が知られてから後に数学ははじまり、経験からえられた数をつかって推論するのが、数学の役目である」<sup>47)</sup>。この点からいえば友愛協会への保険の提言者たちは、18世紀中にほぼ出来上っていた数学の確率理論を保険に用いるのは容易であると考えたが、その元になるデータを集めるのがどれほど長期にわたる平凡で見覚えのない多数の人びとの協力を必要とする困難な作業となるか、プライス表から数えて60年の年月がかかったことを、全く考えなかったようである。

その2) 疾病と死亡の確率表を友愛協会の経営的基礎としてゆくには、たとえ信頼できる表が用意されていても、それを運用するのは人間であるから、経験をつんだ能力ある人間がいなければ、それを効果的に利用することはできない。それに伴う帳簿記入も、その目的に沿って正確で規則的であればならず、これまでのようなめのか算的会計では、それを利用することは到底できない<sup>48)</sup>。そのような能力のある人びとを、小規模な友愛協会が会員の中に見出すことは、19世紀中頃になってもあまり期待できなかったと思われる。ましてそれが19世紀初期ともなると<sup>49)</sup>、イーデンは友愛協会にほとんど不可能なことを要求していたことになる。その実情は1819年法の実施結果を調べた1825年の下院特別委員会の報告書にはっきり示されている。

47) M. クライン、中山茂訳「数学の文化史」下、社会思想社（現代教養文庫）、昭和53年2月、178ページ。

48) イーデンは友愛協会の計算制度を改善しなければならぬことを主張していた。彼によれば「5年か6年会員であった人が、その計算書類から支払と給付の総額を確認できるほど、系統だてて計算が行なわれているクラブはほとんどない」状態であった。

(F. M. Eden, *State of the Poor, 1797*, London, p. 623.)

49) 「安全が労働者の心の中で最重要事であったことは明白であり、彼らは自分の金を安全かつ有利に投資できねばならなかったが、当時の実際の事態は、望まれるこの両者が欠けていたことを明らかに示唆していた。地方的クラブと最初の友愛協会の保険数理的機能は原始的で、地方的基金を保険数理的統轄下におくための規則的な準備はまれであった。はじめの頃には、拠出金は經常的支出を行うに十分な賦課金をきめることで決定され、ほんのわずかな額が蓄積された。」

(A. Wilson and H. Levy, *Industrial Assurance; An Historical and Critical Study*, Oxford, 1937, pp. 22, 23.)



まず1819年法の奇妙な言い方、「専門的アクチュアリーか計算に練達した人」について、同法はまったく説明しなかったが、実際の施行によってどのようなことが明らかになったかを見よう。

答) 誰れがアクチュアリーであるかを定義することは、私の能力を超えています。私はバロン・マセール (Baron Francis Maseres, 1731-1824) がケンブリッジ大学で数学学士試験の1級合格者になったことを、知っています。ドクター・プライス (Dr. Richard Price, 1723-'91) は数学者として教育を受けました。ミスター・モルガン (William Morgan, Esquire) はドクター・プライスから教育を受け、もっとも深遠な知識をもち、経験ゆたかな数学者の1人であると思います。ミスター・フレンド (William Friend, Esquire) はやはりケンブリッジ大学で、数学学士試験の1級合格者です。それ故私はミスター・モルガンとミスター・フレンドはすぐれた数学者であると信じています。どんな人でも、ある会社があるいは自分で、アクチュアリーというのは自由ですが、数学的と同時に代数的にそのような計算ができ、またその計算を第1原理からひき出しうる数学知識をもっていなければ、その法律が意味している人とは私は考えていません (傍点は引用者)。

問) 四季法廷議長としてあなたは、不適當な人がその計算をしてきた事実を知っているのですか？

答) 変化の中で、あるいは代数で解くようにという問題を出せば、答をだす能力のない人たちが、しばしばそれらの表を作っていることを知っています<sup>50)</sup>。

この証言はアクチュアリーに必要な資格要件が社会的にきまってくる以前の、それについての社会の認識が混んとしていた状態を、はっきり指摘している。

50) *Report from the Select Committee of 1826, op. cit., p. 30.*

この証言は、ノッチンガム州サウスウェル (Southwell) の僧祿受領牧師 (prebendary) ピーチャー師 (The Reverend John Thomas Becher) の3月8日の証言。彼は1820年代に友愛協会問題に大きな影響力をもっていた。

「保険学発達史の第1期の最後を劃する出来事」<sup>51)</sup>とされるロンドンのアクチュアリー会 (the Institute of Actuaries) の設立が1849年であった事からして、アクチュアリーの資格要件がきまったのはおそらくこの時であろう。

またこの委員会も「専門的アクチュアリーあるいは計算に練達した人というのはどのような人であろうか？」と疑い、またその表 (the tables) を適正であると承認する署名をした人たちが、「法律の『計算に練達した人びと』という規定に合致した人びとであると、判事たちはどのようにして考えたのだろうか？」と当然の疑問をもった。そこで各州に対し、表 (the tables) に承認の署名をした人びとの名前を報告させて調査した。調査で明らかになったことは「多くの州では病気の確率や余命期間については、その意見をあてにできない学校の教師や会計事務員の署名で判事は満足していた」<sup>52)</sup>ことがわかった。

このことは州という大きい行政段階であっても、法律の規定した「専門的アクチュアリーあるいは計算に練達した人びと」という条件に合致した人びとを見つけることができなかつたこと、同時に治安判事らの数学についての理解が相当あいまいであったことであったが、それらは結局のところ、社会一般の数学知識の低さの現われというべきであった。

その上保険のように、正確な数字の処理が業務の中の中枢部を占める事業に対して、友愛協会の帳簿記入の技術は、それに適した最良の方法を用いるところまで、進んでいなかった。次のアクチュアリーの証言はそれを物語っている。

問) このような組織にとっては、帳簿記入はかなり困難な問題ですか？

答) ほとんど200に近い友愛協会の帳簿を見ましたが、かなり良い水準までいっている帳簿記入法を、まだ1度も見たことがありません。

問) 彼らの会計勘定がふつうの保険会社の方法より混乱しているのは、さげられないことと思いませんか？

答) その通りです。帳簿をつけている人たちは非常に無知です<sup>53)</sup>。

51) 國崎裕「生命保険」第4版、1973年11月、東大出版局、p. 10.

52) *Select Committee of 1825, op. cit.*, pp. 12, 13.

53) *Select Committee of 1825, Ibid.*, p. 37.

## IV 保険の方法の現実の困難

## (1) 保険の方法は会員に有利な給付を消滅させる

友愛協会に保険会社の方法を用いることを主張した論者のねらいは、極端に  
いえばその財政の健全化のみであって、友愛協会が会員に対して、非常に有利  
な給付を与えていた事実を無視し、すなわち保険の方法によってその会員に有  
利な給付を以前と同じように与えることができるかどうか、具体的に検討する  
ことなしに、保険の方法を主張しただけであった。

たとえば1687年に設立された Society of Parisians (会員数を設立時から一貫  
して61人に制限)の18世紀中葉の状況を見ると、拠出金は月に1 シリングであ  
ったが、疾病給付は週8 シリングを52週、53週目から週4 シリングの給付を支  
給した。その他に年金は週3 シリング、埋葬給付は5 ポンドであった。もし1  
週間病気になれば、1年間に納めた拠出金の7割はかえってくることになる<sup>54)</sup>。

3月10日の Mr. George Glenny の証言。証言者はアクチュアリーで、ロンドンとブリマス  
でそれぞれ1つの保険機関に所属。

54) William Chapman Waller, *Early Huguenot Friendly Societies*, London, 1901, p. 4.

前掲拙稿「初期のイギリス友愛協会」を参考にされたい。この友愛協会はもっとも早く設立さ  
れた協会のひとつとされているが、1911年10月に解散した。

この協会の記録文書のいくつかはロンドンの the Guildhall Library に現存する。それによる  
とこの協会は、19世紀中頃からは the Huguenot Friendly Benefit Society と称していた。

1911年7月31日、特別な会合を開いて、国民保険法の影響下の友愛協会の将来について論議す  
る。他の協会と連合して認可組合 (an approved society) の資格をとるか、あるいは解散して  
基金を分配する途をえらぶかということであったが、結局は他の協会との連合を否決し、解散を  
きめた。理由は、会員数を規約の61人に維持するのが困難であったことと、法案が要求していた  
条件をみとすことが困難であるとの判断からであった。

1911年10月2日付解散文書 (Instrument of Dissolution)

£490 Nacel (?)	3 %	£ 490
£600 Cape of Good Hope	3 %	£ 600
郵便局貯蓄銀行 (Post Office Savings Bank)		£ 121-8-9
会計係手許金		£ 23-13-1
		£ 1,235-1-10

解散時会員数 50人

the London Gazette と Eastern Argus に解散の通告をのせる。

参考) この協会の設立以来変わることなく事務所の所在地であったバブ the Norfolk Arms は1955年に店を閉じた。

この時代から1世紀後の19世紀中頃についてゴスデンのいうところでは、一般的に友愛協会の拠出金は月1 シリング、疾病給付は都市にある協会のばあい週10シリングが相場であったという<sup>55)</sup>。

このように友愛協会の給付が会員の拠出に対してひじょうに良かったのは、その組織が共同体的理念に立つ組織であって、困っている同胞を援助するのは会員の当然の義務と考える意識が生きていたからである。このことを明白に示すものは、会員が毎月納める拠出金が、規約では contribution または subscription となっていることである。会員は毎月支払うことを義務づけられていたことから私は拠出金と訳したが、両方とも「寄付金」の意味である。これが象徴するように、毎月納入を義務づけていても、規約上はあくまでも友愛協会基金への寄付である。保険のばあいの保険料 (premium) とは、言葉の意味が全くちがうことは重要である<sup>56)</sup>。

会員が拠出金を友愛協会の基金に寄付金として納めたことは、協会の仲間の会員で今現在生活の困難に直面しているものを援助する目的であったから、それを共通の基金として自分たちの将来において生起するであろう困難に備えて、慎重に蓄積・運用しなければならないという意識が乏しくなったのはさげられない。中世的共同体意識が生きている組織では、困っている仲間を援助するのは同胞としての自分の義務であると考えて行動したから、もし自分が生活の困難におそわれる時には、同胞である他の仲間が自分の窮状に援助の手をさしのばしてくれるだろうと考えていた。それはむしろ自然な感情であったといえよう。

55) Gosden, *op. cit.*, p. 95.

56) たとえばマンチェスター・ユニティは現在も contribution を用いている。友愛協会全国会議 (National Conference of Friendly Societies, 第1回会議は1888年) は subscription を用いている。それに対して、保険会社である the Society for Equitable Assurance は、19世紀初頭の記事でも当然であるが premium を用いていた。

参考のためにいえば、1793年の友愛協会法とイーデンはともに subscription を用い、1819年の友愛協会法は contribution を用い、そのどれも premium は使っていない。したがって彼らは友愛協会の拠出金が規約では「寄付金」となっていることを知りながら、あえてそれを保険のばあいの保険料と同じもの、と見ていたといえよう。

しかし産業革命の進展は、19世紀前半期の社会と人間を大きく変化させていった。個人的自由の意識はますます強く労働者をとらえ、また地域間移動は頻繁化する。以前のように、ある土地で生れた人間がそこで成長し結婚して子供を育て、そこで死んでゆくのがふつうの人間の一生とはいえなくなってきた。移住の頻繁化と長距離化は、交通運輸手段および情報伝達手段の発達に支えられていた。またこの頃から、都市生活に快適さ (amenity) を与える施設の必要が認識されて実現に移され、娯楽のための諸施設も多様化してゆく。

これまで労働者の生活で大きな役割をもっていたクラブの夜 (月例集会の夜) も、会員にとってかつてのように魅力のあるものでなくなり、月例集会への欠席者は次第に増加していった<sup>57)</sup>。同時的にかつ相乗的効果を及ぼしつつ進行した個人的自由の意識の滲透と移住の頻繁化は、会員の脱会とそれを補充する入会を増加し、共同体的同胞意識は急速に衰弱する。このような事態は会員に対しても、協会の狭い地域性の矛盾に反省をせまることになった。

いずれにせよ共同体的意識に立つ友愛協会は、その矛盾が誰れの目にも明らかになってゆく。急速に進んでゆく社会の変化と人間の個人主義化への動きの中で、非常に多くの友愛協会を直接的に困難におちいらせたのは、近代資本主義社会に生きる組織としての保険数理的かつ商業的見通しをもたなかったことであった。スプライによると、「基金の不足のために閉鎖した協会は、破産の原因を調査したりはしなかった。多くの地方では、死者の埋葬のために給付を

57) すでにあげた Society of Parisians は1760年代後半は財政上窮迫した時期であったが、1766年にはほぼ1年間月例集会への出席者が激減した。この協会では月例集会の欠席には4ペンスの罰金が課され、欠席が連続して7回をこえると除名されることになっていた。しかし1809年の規約で、年に15シリング払えばあらゆる罰金は免除されることをきめた。ただしその時には、集金係の骨折り賃 (for his pains) 6シリングを別に払わねばならなかったから、合計は21シリングとなった。規約でこのことをきめたことは、月例集会への欠席の増加が、おしとどめることのできない時代の流れとなりつつあったことを反映している。

Waller, *op. cit.*

月例集会への欠席は友愛協会一般について見れば、19世紀後半とくに20世紀に近づくにつれて多くなった、といわれている。

Bentley B. Gilbert, *The Evolution of National Insurance in Great Britain*, London, 1966, p. 169.

出し、困窮のばあいに寄付する現在の責任をはたしうるかぎり、気前のよい無益な支出をひかえることは考えなかった。必要が生じた請求者が、これまでの節約の唯一の証拠として残っているものが、空の櫃 (an empty coffer) であるのを知る時が来るかも知れないとは、彼らは夢にも考えなかった」<sup>58)</sup>。

友愛協会の財政不健全については友愛協会登録官ブラット (Tidd Pratt) が「1793年から1867年の間に、イングランドとウェールズの38,315協会のうち、少なくとも13,935協会 (総数の36%) が消滅した」<sup>59)</sup> といっていることでわかる。

友愛協会はふつうは40歳以上の新会員の加入を認めなかった。それ故ある友愛協会が解散したとき、40歳を超えていた会員は長い間の抛出によってえていた給付を受ける権利を失い、しかも別の協会に新加入はできなかったから、結局は貧民救済に依存するかも知れない非惨な人生が待ちうけていたことになる<sup>60)</sup>。それ故友愛協会の財政の健全化は、貧民救済費の低減をのぞむ支配階級にとっても、もちろん会員自身にとってはとくに、緊急に望まれることであったのはたしかである。

「初期段階の友愛協会の非財政的性格は18世紀末にはじまって次の世紀の30年代まで続」<sup>61)</sup> き、「財政上の時代はヴィクトリア期とともににはじまった」<sup>62)</sup> と見られている。しかし財政健全化の過程が決して平穩に進行しなかったことは、すでに (註・36) に引用した文章のとおりである。

「私が行ったところではどこでも、古いあるいは地方的クラブの会員から (from the members of the older, or local clubs) 同じ物語りを聞いた——“われわれは大合同協会とは太刀打ちできない。彼らは年々その勢力分野を、もっとも遠方の辺りな地域にまでおし進めていっているが、多数の既存のクラ

58) I. Spry, *op. cit.*, p. 65.

59) Wilson and Levy, *op. cit.*, p. 22.

60) Gosden, *op. cit.*, p. 96.

61) I. Frome Wilkinson, *Mutual Thrift*, London, 1891, p. 78.

62) Wilson and Levy, *op. cit.*, p. 22.

ブでは直ちに若い会員の加入がとまり、半世代もたたないうちに死滅するか解散する。いくつかの町で彼らは地方協会をきれいに一掃してしまった」<sup>63)</sup>。

いっそうよい保険数理的安全を申しでることで、新しい型の友愛協会とくに合同協会が、若い労働者に古いクラブを離脱するように説得することに、ほとんど困難はなかった。「若い会員たちはすぐに、老齢会員に疾病給付を支払う目的だけのために、その協会に加入を続けても、彼らにとって利益がないことを学んだ」<sup>64)</sup> からである。こうして「古いクラブの破局的な没落が、上昇期にある青年たちの世代をたやすく、近代的なその競争者のとりこにしていた」<sup>65)</sup>。

初期的性格をもつ友愛協会（19世紀中葉からは地方協会 local societies と呼ばれた）は、19世紀最後の4半世紀になると新しい設立は見られず、解散・消滅が多く、合同協会<sup>66)</sup>にまるごと吸収されてその支部となるか、基金を分配して解散した後、個別に合同協会の支部に加入するものが続いた。その他にもこの時代に勢力を大きくしていった組織には、「一般大協会」(general large societies)、死亡給付だけについてみれば「集金埋葬協会」(collecting burial societies)と「簡易生命保険会社」(industrial assurance companies、これは法律上も実質上も友愛協会ではない)などがあった。しかし19世紀後半期は一般的に合同協会の時代といつてよい。

## (2) 疾病・老齢に保険の方法を用いるばあいの困難

疾病・老齢・埋葬および会員の妻の埋葬などの諸給付を、ただ1つの共通の基金から出していた従来の友愛協会のやり方にかえて保険の方法を用いること

63) Friendly and Benefit Building Societies Commission, *Report of the Assistant Commissioners; Southern and Eastern Counties of England*. (Sir George Young, Bart.) 1874, p. 1.

64) E. W. B rabrook, *Provident Societies and Industrial Welfare*, London, 1898, p. 57.

65) Charles Booth, *The Aged Poor in England and Wales*, London, 1894, p. 324.

66) 合同協会については、註・2)を参考。1872年に王立委員会は合同協会数を64(会員数125万人余)とし、1877年にネイソン(F. G. P. Neison, 1845年にネイソン喪を発表)はそれを75と推定し、同じ年に友愛協会登録所記録担当員のチェイニイ(G. Cheyney)はそれを163と数えた。(Gosden, *op. cit.*, pp. 46,47.)

は、これら各種の給付目的毎に別々の基金をつくり、同時に会員は給付目的を選択して自己の必要とする給付に対してのみ拠出金を納めることになる。このことは(1)でのべたように、従来に比べての給付額の削減か、あるいは同じ給付額を維持するためには拠出額の引上げを必要とする。しかし会員全員の会議で運営された友愛協会で、全ての会員に不利な決定を行なうことができなかつたのは明らかであり、しかも19世紀後半期には友愛協会間の競争がきわめてはげしかったから、会員に不利な決定を他の協会に先がけて実行することは、どの協会も避けようとした。

たとえば老齢年金についての規定を契約できめている友愛協会はまれで、ふつうは疾病給付の半額給付を事実上の老齢年金にしていた。たとえばそのやり方は、疾病給付週10シリングを1年間続けて支給しても仕事に復帰できなければ、第2年目(53週目)からは半額給付の週5シリングとし、その給付を会員が生きている間続ける方法を取り、それが事実上の老齢年金となった。19世紀末に友愛協会登録所長官ブラブルック(Edward William Brabrook, 1839-1930)<sup>67)</sup>は、老齢は病気ではないから疾病給付によって補助されるべきではない<sup>68)</sup>、と主張した。友愛協会はこのように老齢を過度に寛大に取扱うことによって老齢会員が貧民となるのを防いだが、それが反対に友愛協会自身の安定性を危険にさらすことになったのは明らかであった。このようなやり方は会員にとってあまりにも魅力的であったから、改革を行なう協会はこの従来やり方を続ける協会と競争してゆくことはできないと考え、他の協会が改革を行なうのを待つ態度をとった。19世紀末、友愛協会の財政健全化の問題が政治・社会の重要な関心事となることにも、保険数理的見解はさらに有力となり、一定年齢からの疾病手当を制限し、老齢給付を疾病給付から切り離す改革が主張された。

67) ブラブルックはある保険事務所での職歴を開始し、1869年に友愛協会副登録官( Assistant Registrar of Friendly Societies)に任命され、1891年に友愛協会登録長官( Chief Registrar of Friendly Societies)に任じられ、1904年65歳で定年退官。

68) Gilbert, *op. cit.*, p. 178.



たとえばフォレストーズ (Foresters)<sup>69)</sup> は1890年に任意的年金計画案をつくって会員の意見を聞いたが、1898年までに会員70万人中、同意したものはわずかに3人にすぎなかった。また友愛協会登録所書記が老齢年金計画について調査したところ、レカバイト・ソルフォード・ユニティ (Independent Order of Rechabites, Salford Unity) の書記は、1897年10月にその会員22万人中の99%は年金に反対であると文書で回答した<sup>70)</sup>。

疾病給付とは別に老齢年金の基金をつくることに、友愛協会会員が一般的にどれほど反対していたかは、この2つの例が疑問の余地なく明らかにしている。

保険の方法は、労働者にとってもっとも重要である疾病時と老齢時の生活保障にではなく、保険の方法にもっともなじみやすく、かつ利益が多いと見られていた埋葬の分野に、商業的才覚に富むとともに、大もうけしたい欲望だけの詐欺師や利己主義者の恥知らずの乱入をもたらした。「古い埋葬クラブの消滅と近代的な方向の商業的事業としての簡易生命保険の発展との間の移行期は、たとえ不正であっても早く金をもうけることをただひとつの目的とする保険会社の設立者やその従業員によって、労働者階級が恥知らずにまたなんの制約も受けずに、搾取された時代であった」<sup>71)</sup>。

1891年に出版されたとみられている「事情通」なるとく名の著者の「役に立たない節約、または貧乏人の金の盗まれ方」という本によると、(集金埋葬協会や簡易生命保険会社)が「追求した目的は、苦しんでいる人の苦痛を和らげ、あるいはあくせくと働いている数百万の人々の貧苦や悲しみを軽くするよりは、むしろ株主のためにすばらしい分配金をだし、その上多額のボーナスを支給し、また理事や管理者その他の役職者の群れに報酬の良い地位を与えることである……」<sup>72)</sup>。

69) 正式の名称は the Ancient Order of Foresters Friendly Society. 1834年8月設立。マンチェスター・ユニティについて多数の会員をもった有力な合同協会。

70) Gilbert, *op. cit.*, p. 178.

71) Wilson and Levy, *op. cit.*, p. 34.

72) One Who Knows, *Useless Thrift or How the Poor are Robbed; An Exposure of the*

「勤労階級に保険を供給する問題が、餓狼のような会社設立者やその子分たち (the hungry company promoter and his hangers-on), 無学な地方の説教師あるいは (依頼人に詐欺を働いたかどで) 弁護士名簿から除名された不名誉な事務弁護士の手に放置されるなら、そこから罪惡的な結果以外のものを期待するのは理屈にあわないだろう」<sup>73)</sup>。

集金埋葬協会と簡易生命保険会社の「ほとんどが貧しい餓えた人々によってはじめられたこと、現在の尊敬されている事務所の初期の時代には、彼らは餓えかつ死者をいたみ泣き悲しんでいる給付請求者との妥協を有効にするために、ブローカーを締め出し、親類・知人に懇願して金を借り、さらに質草になる品物を借りて質に入れて金をつくらなければならなかったことを、決して忘れてはならない。これらの役員のお多くは発足時のみじめでゆううつだった当時から今ではきれいに忘れ、ランチに半ギニーより少なく払うのは体面にかかわると考えている。現在120万ポンドをこえる基金をもつと自慢しているブルーデンシャルでさえ、数年前には掛け値なしの財政的困難から遠くはない状態だった」<sup>74)</sup>。

保険会社あるいは保険の方法は、疾病の分野では成功しなかった。その2つの例をあげておく。まず有名な簡易生命保険会社ブルーデンシャル<sup>75)</sup>の成功をみちびくのものにもっとも功績があったとされている2代目書記ハーベン (Sir Henry Haben, 1823-1911) は、かなり周到な計画の下に疾病保険を扱う Provident Friendly Society を設立したが、それは1911年解散に追いこまれた<sup>76)</sup>。

↘ *Extravagance and Extortion of Insustrial, Insurance Systems*, London, ND, p. 4.

出版年がかかれていないが、すでに引用した Wilson and Levy はこれを1891としている。英国博物館の図書受入れ印の日付は見返し頁では 28 AU 96 であるが、本の最後の頁には 25 MA 92 の捺印がある。

73) One Who Knows, *ibid.*, pp. 4,5.

74) One Who Knows, *ibid.*, p. 9.

75) ブルーデンシャルは (the Prudential Assurance Company Limited) 1848年に the Prudential Mutual Assurance, Investment and Loan Association の名称で、友愛協会として設立された。(Wilson and Levy, *op. cit.*, p. 36.)

76) Wilson and Levy, *ibid.*, p. 38.

第2の例はリフュージ保険会社<sup>77)</sup>の疾病部門閉鎖の至過である。この会社は1858年に友愛協会として出発し、<sup>4</sup>「疾病、基本財産あるいは埋葬保険」(sickness, endowment or burial insurance)をあつかった。これら諸部門について数年の比較観察から、疾病部門はうまくいっていないばかりか、決して引きあわないことがわかってきた。理由は疾病部門の業務は他にくらべて非常に多く、また基金への請求がはるかに頻繁であったこと、第2に当時の交通通信手段の不便さのために、疾病請求に対する適正なチェックを行なえなかったことである。その運営委員会は疾病部門について「あたかも尻尾をつかんで牡牛をあやつるような」(as it were, a bull by the tail) 不安を覚えたので、1863年2月に「医師の検査を必要とする」ことに規約を改め、続いて同年5月には5月31日以後は疾病部門への新加入は認めないことにした。しかし疾病部門への新加入は続き、さらに1866年1月8日に「疾病部門を廃止すること、代理人には6カ月の予告を与えること」(That the Sick Branch be done away with; that six month's notice be given to the agents.)と決められた。

しかし発足後あまり年月のたっていない保険組織は、保険料収入を極度に必要とするのが常であり、他方では友愛協会の仕事は埋葬部門よりも疾病部門の方が需要が多いのが普通であったから、疾病部門を廃止する決定を厳しく実行することは容易ではなく、疾病部門の新証書をしだいに減らしていった、1872年までに新発行を止めるように努力し、存続する疾病業務は閉鎖された基金として流出するにまかせることにした。

実際には疾病基金は最後の証書保有者(78年間継続して会員であった)が死亡した1944年までなくならなかったが、最後の証書が帳簿から消えるまでに長

77) 発足時の名称は the Refuge Friend in Deed Life Assurance and Sick Fund Friendly Society. 最初の事務所は 15 Hart Street, Manchester にあった。

1881年9月2日の株主特別会議で名称を the Refuge Assurance Company Limited とした。現在の事務所は Oxford Street, Manchester にある。

この名称変更によって Friendly Society の文字を除くことに、評議員会はたいへん不安を感じていたという。

い年月がかかることは、通例のことであった<sup>78)</sup>。

「疾病業務はいつまでたっても利益を生まないものであり続けた」として次の表をあげ、また疾病部門を閉鎖することは代理人や集金人など「仕事を獲得する人たちの間で評判が悪かったにもかかわらず、委員会は強くその方針を実行させた。このことによって他の多くの組織を失敗にみちびいた財政的に支持できない業務を、当座の収入のために続けるという危険をさけることができた<sup>79)</sup>と評価した。

表 疾病基金への受入れおよびそこから支払  
(リフェュージ保険会社)

期 間	受取保険料	経 費	請求への支払
1865-76	£ 3,533	£ 1,095	£ 2,428
1901-19	524	19	1,617
1920-38	146	2	904
1934-44	8		23
	4,211	1,116	4,972
		£ 6,088	

資料出所) Cyril Clegg, *Friend in Deed*, London, 1958, p. 23.

### 結 び に か え て

19世紀初期に友愛協会に保険の方法を用いることを主張した論者は、ただ単に保険の方法を主張しただけであって、それを友愛協会に結びつけてゆく具体的な方法、その段階ごとの具体的な適用の結果については、全く考えなかった。保険の方法を主張するのは容易であっても、その具体的な適用には実にさまざまな克服しがたい困難があったこと、すなわち疾病と老齢への給付では、保険会社の方法は期待に反して、友愛協会にとって代わることができないという重大な欠陥がばく露されたことを、この小論はある程度明らかにできたと思う。

78) Cyril Clegg, *Friend in Deed; The History of a Life Assurance Office from 1858 as the Refuge Friend in Deed Life Assurance and Sick Fund Friendly Society to 1958 as the Refuge Assurance Company Limited*, London, 1958, pp. 21, 22, 23, 37, 45, 46.

79) Clegg, *ibid.*, p. 23.

しかしこの問題を十分に明らかにするためには、私はまだ手がけていないが、(この小論のIV・(1)の最後)にあげたような、この時代に勢力を伸ばす新しい型の組織、「合同協会」・「一般大協会」・「集金埋葬協会」・友愛協会ではない「簡易生命保険会社」などのそれぞれについて、近代化の展開の中で果たした役割についての十分な分析が必要であると考えている。